

- ◎向日市民憲章◎
- 1 住みよいまちを力を合わせてつくりましょう
 - 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
 - 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
 - 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
 - 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょう

放置自転車に終止符を！

施行へ準備進む自転車条例



人々の生活の場である道路上の放置自転車は、周辺住民に迷惑をかけ、歩行者の通行の妨げや、やむをえず車道を通行することによる事故などの被害・原因につながります。また、救急車、消防車等の緊急車両の通行の妨げともなっています。

大きい放置自転車の弊害



放置自転車は多くの人の迷惑となります。

駅近辺の通勤・通学者は自転車利用の自粛を

四月一日号でもお知らせしたように、「向日市自転車等の駐車秩序に関する条例」が制定され、現在九月一日施行をめぐり、整理区域の指定、整理標識の設置、自転車置場の利用その他PR活動などの準備を進めています。

放置自転車は、銀輪公害と称し、全国の各都市で大きな問題となっておりますが、昨年五月、放置自転車の防止を目的とする「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車の整備に関する」法律が施行されて以後、大都市周辺の自治体を中心に、自転車の放置等を規制する条例を制定する動きが活発化しています。

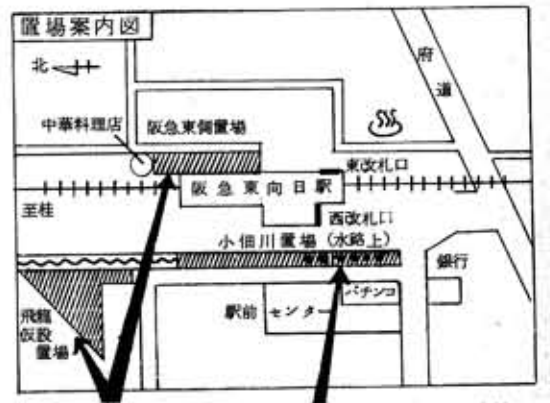
本市の場合も、京都府内で初めての条例化として注目されています。

歩行者や自転車などが安全で快適に通行できる住みよいまちづくりをめざして制定された自転車条例。みなさんのご協力により、放置自転車に終止符を！

自転車・バイク利用のみなさんへお願い！

市内には3つの駅がありますが、特に東向日駅前に放置がよく見られます。また、東向日駅前には、3つの置場があり、駅西側(小佃川置場・水路上)の改札口近くに集中し、大変混雑しています。

今後は、下図の飛龍仮設置場・阪急東側置場も利用されるようお願いします。



この置場もご利用下さい！ 混雑のはげしい箇所！！

※ 道路・歩道上に放置禁止！！ 放置された場合は、移動撤去します。

※ バイクは、水路上の置場(小佃川置場)には、置かないで下さい。

向日市・向日町警察署

このほか、駅前広場、緑地、公園などに自転車などが放置されると、都市の美観や環境が損われるだけでなく、交通、通信、流通の拠点たる駅、商店などの機能が損われます。

さらに、放置自転車が窃盗や少年非行を誘発する原因となっている面も、否定できないようです。

自転車利用者の責務

このような弊害をなくすため条例では、特に自転車利用者の責務として、利用者は、公共の場所等においては自転車等を放置してはならない、自転車に連絡先の表示および防犯登録を受けるよう努めるものと規定された。また、自転車置場混雑の解消のためにも、駅付近の居住者は、通勤・通学などのため、当該駅への自転車等の利用を自粛するよう努めるものと規定しています。

このほか、特に放置の多い箇所を整理区域とし、この区域内での放置を禁止し放置された場合は、市が移動撤去し、保管すると規定しています。

さらに、移動撤去後の自転車を引き取りに見えた人に対しては、誓約書の提出を求めることができます。

自転車条例にご協力を

大型店舗等に自転車駐車場の設置を義務化

市内のスーパーや銀行、遊技場といった自転車利用が多い一定規模以上の店舗を有する大型店舗等には、自転車駐車場の設置を義務付けました。

撤去・指導を強化

しかし、いくら条例が制定されても、市民・自転車利用者の協力がなければ、放置自転車は追放できません。市でも、昨年十一月から継続して市内三か所の駅前まで約千二百台もの放置自転車を撤去。このうち約七割の方が、引き取りに来られましたが、そのつと持ち主と話し合い、理解を求めました。

その結果、放置台数は大幅に減少。さらに今年7日から、一層の撤去・指導の強化を図っています。みなさんのご協力とご理解をお願いします。

※自転車条例に関するお問い合わせは生活環境課へ 内線 235

あなたの意見を市政に 市政モニターを募集中

- 〔応募資格〕 満20歳以上の向日市民で、市政に積極的な提言をする意欲のある人。性別・職業は問いません。ただし現在、向日市政モニターである人、公務員の人を除きます
- 〔任期〕 昭和57年7月1日～昭和59年3月31日
- 〔募集人員〕 30名
- 〔決定〕 応募者多数の場合は、地域、年齢、性別

- などの構成を考慮して決定
- 〔募集期間〕 5月31日(月)まで
- 〔申込方法〕 申込用紙に住所・氏名・年齢・職業および応募の理由・市政のどのような部分に関心があるかなどを記入し、秘書広報課広聴係へ提出してください。なお、申込用紙は秘書広報課広聴係にあります。

市政モニターとは

市政モニターは、市民生活に直結した市政を進めるための、行政と市民のパイプ役です。市では、市政モニターの意見や提案を市民の声として、市政に反映させていただきます。

●モニターのしごと (1)市政全般にわたる意見・要望・地域の話題などの提供 (2)アンケート調査の回答 (3)モニター懇談会・研修会(年4回程度)への参加 (4)公共施設などの見学会への参加

〔お問い合わせ〕 秘書広報課広聴係 内線251